安全管制局　2025 年 10 月 9 日 09:00
商務部公告 2025 年第 61 号
「国外関連レアアース品目に対する輸出管理実施の決定」
https://aqygzj.mofcom.gov.cn/qdml/art/2025/art_fbc5f7e23bff4bb184d5c49ff878f8ad.html

【発出機関】安全与管制局
【文書番号】商務部公告 2025 年第 61 号
【発布日】2025 年 10 月 9 日

———

国家の安全と利益を守るため、中華人民共和国《輸出管理法》《デュアルユース物項輸出管理条例》等の関連法令に基づき、中国国務院の批准を経て、以下の輸出管理措置を決定する。

———

一、輸出許可の取得義務
国外の組織および個人（以下「国外特定輸出経営者」という）は、中国国外の他の国・地域に対し、以下の品目を輸出する前に、中国商務部が発行するデュアルユース物項輸出許可証を取得しなければならない。
1. 中国原産の、本公告【付属書 1】第 1 部に掲げる品目を含有・統合・混合して国外で製造された【付属書 1】第 2 部所載の品目であり、
　その中で第 1 部の品目が全体の価値の 0.1%以上を占めるもの。
2. 中国原産のレアアース採掘、製錬・分離、金属精錬、磁性材料製造、レアアース二次資源回収利用に関する技術を用いて国外で製造された【付属書 1】所載の品目。
3. 中国原産の【付属書 1】所載の品目。

———

二、原則として許可しない輸出
以下の輸出申請については、原則として許可しない。
・ 国外の軍事ユーザーへの輸出申請
・ 輸出管理管控リストおよび注視リストに掲載された輸入業者・最終ユーザー（またはその 50%以上を保有する子会社・支店等）への輸出申請

———

三、禁止される最終用途
以下の最終用途に用いられる、またはそのおそれがある輸出申請も、原則として許可しない。
1. 大量破壊兵器およびその運搬手段の設計・開発・製造・使用
2. テロ目的
3. 軍事用途または軍事能力の向上

———

四、個別審査対象
以下の最終用途に関する輸出申請は個別審査とする。

・14ナノメートル以下のロジックチップまたは256層以上のメモリチップの研究開発・製造
・上記半導体を製造するための装置、試験設備、材料
・潜在的に軍事利用可能な人工知能技術の研究開発

五、人道目的の例外
緊急医療、公衆衛生上の突発事態対応、自然災害救助など人道的援助目的の輸出については、国外輸出経営者は輸出許可証の申請を要しない。
ただし、輸出後10営業日以内に電子メール（jingwaibaogao@mofcom.gov.cn）で商務部に報告し、
当該物品が中国の国家安全や利益を損なう用途に使用されないことを誓約しなければならない。

六、輸出許可申請手続
国外特定輸出経営者がデュアルユース物項の輸出許可を申請する場合、
《デュアルユース物項輸出管理条例》第16条および商務部の輸出許可審査システムの要求に従い、関連書類を中国語で提出すること。
審査システムのURL：http://ecomp.mofcom.gov.cn

国外特定輸出経営者は自ら申請書類を提出してもよいし、
中国国内の企業・仲介機関・商会・業界団体等に委託してもよい。
仲介機関や商会・業界団体は独立した法人格、または独立して法的責任を負える非法人組織でなければならない。
輸出予定の物品が本公告に基づき輸出許可の対象に該当するか判断できない場合は、
電子メール（jingwaizixun@mofcom.gov.cn）で商務部に問い合わせることができる。

七、国内外企業のコンプライアンス義務
中国国内の輸出経営者が本公告【付属書1】第1部のデュアルユース物項を輸出する場合、
通関時に最終目的国・地域を申告し、
本公告に添付された**「コンプライアンス告知書」指針**に従い、
輸入業者および最終ユーザーに対して《コンプライアンス告知書》を交付しなければならない。
国外の輸出経営者も、同じくコンプライアンス指針に基づき、管理対象物品を移転・再輸出する際に、次の受領者に《コンプライアンス告知書》を交付する義務がある。

八、施行時期
・第1条（1）（2）の規定：2025年12月1日より施行
・第1条（3）の規定：公布日（2025年10月9日）から施行

付属書

1. 物項リスト.wps
2. 《コンプライアンス告知書》指針.wps

———

附件 1

物品リスト

第一部

- 金属サマリウム（钐）
- 金属ジスプロシウム（镝）
- 金属ガドリニウム（钆）
- 金属テルビウム（铽）
- 金属ルテチウム（镥）
- 金属スカンジウム（钪）
- 金属イットリウム（钇）
- サマリウム-コバルト合金（钐钴合金）
- テルビウム-鉄合金（铽铁合金）
- ジスプロシウム-鉄合金（镝铁合金）
- テルビウム-ジスプロシウム-鉄合金（铽镝铁合金）
- 酸化ジスプロシウム（氧化镝）
- 酸化テルビウム（氧化铽）

第二部

一、希土類永久磁石材料

1. サマリウム-コバルト永久磁石材料
2. テルビウムを含むネオジム-鉄-ボロン永久磁石材料
3. ジスプロシウムを含むネオジム-鉄-ボロン永久磁石材料
4. 上記材料を含む部品、部材、コンポーネント

二、希土類ターゲット材（スパッタリング用など）

1. サマリウムを含むターゲット材：
   a. サマリウムターゲット
   b. サマリウム-コバルト合金ターゲット
   c. サマリウム-鉄合金ターゲット
2. ガドリニウムを含むターゲット材：
   a. ガドリニウムターゲット
   b. ガドリニウム-鉄合金ターゲット
   c. ガドリニウム-コバルト合金ターゲット
3. テルビウムを含むターゲット材：
   a. テルビウムターゲット
   b. テルビウム-コバルト合金ターゲット
   c. テルビウム-ジスプロシウム-鉄合金ターゲット
4. ジスプロシウムを含むターゲット材：
   a. ジスプロシウムターゲット
   b. テルビウム-ジスプロシウム-鉄合金ターゲット
5. ルテチウムターゲット
6. スカンジウムターゲット
7. イットリウムを含むターゲット材：
   a. イットリウムターゲット
   b. イットリウム-アルミニウム合金ターゲット
   c. イットリウム-ジルコニウム合金ターゲット

附件 2

《合規告知書》指引

中国国内の輸出事業者が、本公告の添付資料 1 の第 1 部分に記載された規制対象物品を海外へ輸出する場合、または**海外の特定輸出事業者が、本公告の規制対象となるいかなる物品を第三国または地域へ輸出する場合（または国内で移転する場合）には、次の受取人、輸入業者、または最終ユーザーに対して《合規告知書》を発行しなければなりません。

同時に、次の受取人、輸入業者、または最終ユーザーは、中国国内の輸出事業者または上流の海外特定輸出事業者に対して、この通知書の提供を求めることもできます。

この《合規告知書》の発行は、各当事者が中国の輸出管理に関する法律・法規に従って必要なデューデリジェンス（適正な調査）を実施する義務を免除するものではありません。

《合規告知書》テンプレート

[受取人／輸入業者／次の最終ユーザー] 様：

弊社が貴社に対して輸出／移転する［物品名などの情報］には、中国産の規制対象希土類成分が含まれており、価値比率は［　］% です。

中国商務部公告 2025 年第 61 号に基づき、以下の規定を遵守してください：

1. 中国以外の国・地域へ本物品を輸出する際には、中国商務部が発行する輸出許可証を取得する必要があります。

2. 本物品を原材料（部品・コンポーネント）として使用し、他の物品を製造する場合、各独立使用可能な物品に含まれる中国産規制対象希土類成分の価値比率が 0.1%を超える場合、その製品は公告 2025 年第 61 号の規制対象となり、中国以外の国・地域へ輸出する際には輸出許可証が必要です。

3. 本告知書の対象物品を次の受取人／輸入業者／最終ユーザーに移転または提供する場合は、公告 2025 年第 61 号に基づいて作成された《合规告知书》を併せて提供する必要があります。

［海外特定輸出業者名／中国国内輸出業者名］

［印章または法定代表者の署名］

［日付］

注記：

中国国内の輸出業者が公告添付資料 1 の第 1 部分に記載された規制対象物品を輸出する場合、「価値比率」欄には「100%」と記載します。